

# 自己資本比率規制の第3の柱 開示事項

Sendai Bank

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「自己資本比率告示又は告示」という。）に定められた算式に基づき算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

なお、平成26年3月期から改正後の自己資本比率規制が国内基準行に対し適用されているため、平成26年3月期は改正後の告示に定められた算式に基づき、自己資本比率を算出しております。

※当行は、平成26年3月期末において子会社等を有しないため、平成26年金融庁告示第7号第12条に規定されている同期末に係る連結開示事項については記載しておりません。

## 自己資本の構成に関する開示事項（連結）

（平成25年3月期）

（単位：百万円）

基本的項目 (Tier 1)	資本金		22,485
	うち非累積的永久優先株		—
	新株式申込証拠金		—
	資本剰余金		10,789
	利益剰余金		1,083
	自己株式(△)		—
	自己株式申込証拠金		—
	社外流出予定額(△)		415
	その他有価証券の評価差損(△)		—
	為替換算調整勘定		—
	新株予約権		—
	連結子法人等の少数株主持分		—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		—
	営業権相当額(△)		—
	のれん相当額(△)		—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)		—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)		—
	繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計(上記各項目の合計額)		33,942
	繰延税金資産の控除金額(△)		—
	計	(A)	33,942
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)		—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		1,806
	一般貸倒引当金		3,027
	負債性資本調達手段等		—
	うち永久劣後債務(注2)		—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)		—
計		4,834	
	うち自己資本への算入額	(B)	3,959
控除項目	控除項目(注4)	(C)	—
自己資本額	(A) + (B) - (C)	(D)	37,902
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目		319,521
	オフ・バランス取引等項目		2,211
	信用リスク・アセットの額	(E)	321,732
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G) / 8%)	(F)	22,767
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額	(G)	1,821
	計(E) + (F)	(H)	344,499
連結自己資本比率(国内基準) = (D) / (H) × 100 (%)			11.00
(参考) Tier 1比率 = (A) / (H) × 100 (%)			9.85

(注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補填に充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

## 自己資本の構成に関する開示事項(単体)

(平成25年3月期)

(単位：百万円)

基本的項目 (Tier 1)	資本金		22,485
	うち非累積的永久優先株		—
	新株式申込証拠金		—
	資本準備金		10,789
	その他資本剰余金		—
	利益準備金		—
	その他利益剰余金		2,283
	その他		—
	自己株式(△)		—
	自己株式申込証拠金		—
	社外流出予定額(△)		415
	その他有価証券の評価差損(△)		—
	新株予約権		—
	営業権相当額(△)		—
	のれん相当額(△)		—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)		—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)		—
	繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計(上記各項目の合計額)		35,142
	繰延税金資産の控除金額(△)		—
計	(A)	35,142	
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		1,249
	一般貸倒引当金		3,083
	負債性資本調達手段等		—
	うち永久劣後債務(注2)		—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)		—
	計		4,333
	うち自己資本への算入額	(B)	3,406
控除項目	控除項目(注4)	(C)	—
自己資本額	(A) + (B) - (C)	(D)	38,549
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目		320,112
	オフ・バランス取引等項目		2,211
	信用リスク・アセットの額	(E)	322,323
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G) / 8%)	(F)	22,854
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(G)	1,828
	計(E) + (F)	(H)	345,178
単体自己資本比率(国内基準) = (D) / (H) × 100 (%)			11.16
(参考)Tier 1比率 = (A) / (H) × 100 (%)			10.18

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。  
 2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。  
 (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること  
 (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること  
 (3) 業務を継続しながら損失の補填に充当されるものであること  
 (4) 利払い義務の延期が認められるものであること  
 3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。  
 4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(平成26年3月期)

(単位：百万円、%)

項目		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	37,364	
うち、資本金及び資本剰余金の額	33,274	
うち、利益剰余金の額	4,255	
うち、自己株式の額 (△)	—	
うち、社外流出予定額 (△)	165	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	—	
うち、為替換算調整勘定	—	
うち、退職給付に係るものの額	—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,964	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,964	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,244	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	41,573	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	760
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	760
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	85
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	202
自己保有普通株式等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	41,573	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	358,499	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	3,729	
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	760	
うち、繰延税金資産	—	
うち、前払年金費用	202	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、上記以外に該当するものの額	2,765	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	23,407	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	381,907	
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	10.88 %	

# 自己資本比率規制の第3の柱 開示事項

Sendai Bank

## 定性的な開示事項

### 連結の範囲に関する事項

(平成25年3月期)

- 自己資本比率告示第26条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

連結自己資本比率の算出対象となる連結グループに属する会社と、会計連結範囲に含まれる会社に相違点はありません。

- 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は1社であります。

名 称	主要な業務の内容
仙銀ビジネス株式会社	当行委託の事務代行業務、現金精査整理業務、店舗・社宅・寮等不動産の保守・管理・賃貸業務等

- 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ございません。

- 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ございません。

- 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

特段の制限はございません。連結子会社の業況等により、支援を行うことがございます。

### 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第25条又は第37条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要

平成25年3月末の自己資本調達手段の概要は以下のとおりであります。

自己資本調達手段	概 要
普通株式	7,564,661株 完全議決権株式
優先株式	20,000,000株 第1種優先株式

平成26年3月末の自己資本調達手段の概要は以下のとおりであります。

#### 【普通株式】

発行主体	当行
資本調達手段の種類	普通株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	7,485百万円
配当率又は利率	—
償還期限の有無	無
その日付	—
償還等を可能とする特約の概要	—
初回償還可能日及びその償還金額	—
償還特約の対象となる事由	—
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	—
元本の削減に係る特約の概要	—
配当等停止条項の有無	無
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約の概要	—

### 【強制転換条項付優先株式】

発行主体	当行
資本調達手段の種類	第1種優先株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	25,789百万円
配当率又は利率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当率率としての資金調達コスト
償還期限の有無	無
その日付	—
償還等を可能とする特約の概要	平成33年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第1種優先株式の全部又は一部を取得することができる旨の条項を定めております。
初回償還可能日及びその償還金額	—
償還特約の対象となる事由	—
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	(注) 1、2
元本の削減に係る特約の概要	—
配当等停止条項の有無	無
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約の概要	—

(注) 1. 第1種優先株主は、第1種優先株式の取得を請求することができる期間（以下「第1種取得請求期間」という。）（平成25年4月1日～平成48年9月30日）中、当行が第1種優先株式を取得するのと引換えに、定められた算出方法により算出される数の当行の普通株式を交付することを請求することができる。  
2. 当行は、第1種取得請求期間の末日までに当行に取得されていない第1種優先株式の全てを同期間の末日の翌日をもって取得し、これと引換えに、定められた算出方法により算出される数の当行の普通株式を第1種優先株主に交付する。

### 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

(平成25年3月期)

当行では、業務運営上のリスクのうち「信用リスク」「市場リスク」「オペレーショナル・リスク」をそれぞれ評価し、総体的に把握したリスク量が、自己資本（Tier1とTier2の合計額）の一定割合の範囲内に収まるよう、リスク許容度を設定し、業務の健全性・適切性の維持に努める方針としております。なお、リスク許容度については、試行的に設定した後本格的に実施する等、段階的に高度化を図る方針としております。

自己資本充実度の評価にあたっては、内部環境、外部環境及びリスク評価方法等に留意するとともに、定期的又は必要に応じて随時、取締役会等において検証し、例えば自己資本充実度が十分でない場合は、自己資本増強等の対応策を検討、実施する方針としております。

(平成26年3月期)

当行では、業務運営上のリスクのうち、「信用リスク」「市場リスク」「オペレーショナル・リスク」をそれぞれ評価し、総体的に把握したリスク量が、自己資本（適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除く）の範囲内に収まるよう、リスク許容度を設定し、業務の健全性・適切性の維持に努める方針としております。

自己資本充実度の評価にあたっては、内部環境、外部環境及びリスク評価方法等に留意するとともに、定期的又は必要に応じて随時、取締役会等において検証し、例えば自己資本充実度が十分でない場合は、自己資本増強等の対応策を検討、実施する方針としております。

### 信用リスクに関する事項

(平成25年3月期)

- リスク管理の方針及び手続の概要

(信用リスクとは)

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、当行が損失を被るリスクをいいます。

**(信用リスク管理の方針及び手続の概要)**

当行では、「信用リスク管理方針」を制定しリスクの分散を基本とする最適な与信ポートフォリオの構築を目指すとともに、「信用格付」「自己査定」を通じて信用供与にかかるリスクを客観的かつ計量的に把握する「信用リスクの計量化」に取り組んでおります。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、融資部が業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築に取り組んでおり、モニタリング結果を定期的に経営委員会及び取締役会に報告しております。

信用格付制度は、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、当行では、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う上で、信用格付を利用しております。

自己査定は、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものです。自己査定の集計結果等は経営委員会及び取締役会に報告しております。

なお、計測した信用リスク量については、「ALM委員会」において協議し、経営委員会へ報告しております。

**(自己査定と償却・引当)**

当行では、金融検査マニュアル等に即した自己査定基準及び償却・引当基準を定めており、自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行っております。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しております。

「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、直接償却又は個別貸倒引当金の計上を行っております。

● **標準的手法が適用されるポートフォリオについて**

リスク・ウェイトの判定は、原則として次の適格格付機関4社の格付を各エクスポージャーごとの参照する格付に使用しております。

使用する適格格付機関（原則）

エクスポージャーの種類	国内のエクスポージャー	国外のエクスポージャー
中央政府及び中央銀行（注1）	R&I, JCR	Moody's, S&P
中央政府及び中央銀行以外の公共部門（注2）	R&I, JCR	Moody's, S&P
金融機関	R&I, JCR	Moody's, S&P
事業法人その他	R&I, JCR	Moody's, S&P

(注) 1. これにかかわらず日本国政府及び日本銀行向けの円建てエクスポージャーはリスク・ウェイト0%といたします。  
2. 我が国の地方公共団体等これにかかわらず個別にリスク・ウェイトを規定するものを除きます。

参照する格付

エクスポージャーの種類	参照する格付
中央政府及び中央銀行（注1）	中央政府に付与された格付
中央政府及び中央銀行以外の公共部門（注2）	所在国の中央政府に付与された格付
金融機関	設立された国の中央政府に付与された格付
事業法人その他	各法人等に個別に付与された格付

(注) 1. これにかかわらず日本国政府及び日本銀行向けの円建てエクスポージャーはリスク・ウェイト0%といたします。  
2. 我が国の地方公共団体等これにかかわらず個別にリスク・ウェイトを規定するものを除きます。

● **内部格付手法が適用されるポートフォリオについて**  
内部格付手法は採用しておりません。

（平成26年3月期）

● **リスク管理の方針及び手続の概要**  
（信用リスクとは）

平成25年3月期と相違はございません。

**(信用リスク管理の方針及び手続の概要)**

当行では、「信用リスク管理方針」を制定しリスクの分散を基本とする最適な与信ポートフォリオの構築を目指すとともに、「信用格付」「自己査定」を通じて信用供与にかかるリスクを客観的かつ計量的に把握する「信用リスクの計量化」に取り組んでおります。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、融資部が業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築に取り組んでおり、モニタリング結果を定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告しております。

信用格付制度は、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、当行では、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う上で、信用格付を利用しております。

自己査定は、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債券の回収の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものです。自己査定の集計結果等は経営会議及び取締役会に報告しております。

なお、計測した信用リスク量についてはリスク管理委員会へ報告しております。

**(自己査定と償却・引当)**

平成25年3月期と相違はございません。

● **標準的手法が適用されるポートフォリオについて**  
平成25年3月期と相違はございません。

● **内部格付手法が適用されるポートフォリオについて**  
平成25年3月期と相違はございません。

**信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要**

（平成25年3月期）

**(信用リスク削減手法とは)**

当行では、信用リスク・アセットの額の算出において、告示第80条の規定に基づき信用リスク削減手法を適用しております。信用リスク削減手法とは、当行が抱える信用リスクを軽減するための措置であり、適格金融資産担保、保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブが該当いたします。なお、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法を適用する手法として、当行では簡便手法を用いております。

**(方針及び手続)**

エクスポージャーの信用リスクの削減手段として有効に認められる適格金融資産担保については、当行が定める「融資担保規程」及び「貸出金関連信用リスク・アセット算出細則」にて、評価及び管理を行っており、自行預金、日本国政府又は我が国の地方公共団体が発行する円建て債券、上場会社の株式を適格金融資産担保として取り扱っております。

また、保証については我が国の地方公共団体の保証が主体となっており、信用度の評価については、全て政府保証と同様と判定しております。

貸出金と自行預金の相殺にあたっては、債務者の担保預金（総合口座を含む）として差入れられていない定期性預金を対象としております。

なお、クレジット・デリバティブについては、現時点において自己資本比率計算上の信用リスク削減としては勘案しておりません。

(平成26年3月期)

平成25年3月期と相違はございません。

**派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要**

(平成25年3月期)

当行では、派生商品取引として、スワップ関連取引、外国為替先物予約取引がございます。派生商品取引の取引相手の信用リスクに関しては、原則として債権と同様の方法により管理しております。

なお、当行では派生商品に係る担保による保全は行っておりません。また、一部の派生商品取引では、当行の信用力の低下により追加的な担保の提供が求められることがありますが、当行は担保として提供可能な資産を十分に保有しております。

(平成26年3月期)

平成25年3月期と相違はございません。

**オペレーショナル・リスクに関する事項**

(平成25年3月期)

● **リスク管理の方針及び手続の概要**  
(オペレーショナル・リスク管理体制)

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により、損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクの総合的な管理を経営の重要事項と位置付け、当行の業務の規模・特性・体力等を考慮しつつ、また、オペレーショナル・リスクがあらゆる場所で顕在化する可能性があるという特性を認識し、オペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢の整備に取り組んでおります。

オペレーショナル・リスクの管理については、オペレーショナル・リスク管理の基本的事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理方針」を制定し、オペレーショナル・リスクを「事務リスク」、「システムリスク」、「法務リスク」、「風評リスク」、「人的リスク」、「有形資産リスク」の6つに区分したうえで、各リスクの主管部署を定め、業務全般にわたる管理体制や各種規程の整備に取り組んでおります。また、リスク統括部リスク管理室が総合的な管理部署としてオペレーショナル・リスク全体を一元管理し、総合的なオペレーショナル・リスクを把握したうえで、改善へ向けた施策等を行い、オペレーショナル・リスクの極小化を目指しております。

リスク区分	定義
事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、又は事故・不正を起こすことにより、損失を被るリスクをいいます。
システムリスク	コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより、損失を被るリスクをいいます。

法務リスク	法令等や各種取引上の契約等において、遵守違反や契約違反、その他それに伴う罰則適用や損害賠償等により、損失を被るリスクをいいます。
風評リスク	災害・事故・経営不振等についての不適切あるいは、虚偽の報道・情報が流通し評判が悪化すること等により、直接、間接を問わず不測の損失を被るリスクをいいます。
人的リスク	役職員等の健康又は職場の安全環境、人事運営上の不公平・不公正、差別的行為（セクシャルハラスメント等）等により、損失を被るリスクをいいます。
有形資産リスク	災害や資産管理の瑕疵等の結果、不動産・動産、備品等の資産の毀損や執務環境等の質の低下等により、損失を被るリスクをいいます。

● **オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称**

自己資本比率規制上のオペレーショナル・リスク相当額の算出については、告示に定める「基礎的手法」を採用しております。

● **先進的計測手法を使用する場合における事項**  
該当ございません。

(平成26年3月期)

平成25年3月期と相違はございません。

**銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要**

(平成25年3月期)

当行では、投資有価証券について「有価証券業務施策」を半期ごとに作成し、投資の基本施策、運用方針及びリスク管理について、リスク管理委員会の協議を経て経営委員会で決議しております。また、株式等については、有価証券の総運用額に対する保有程度割合及び損失限度枠を設定しており、設定限度枠を超えないようコントロールするとともに、常時監視し、状況を毎月ALM委員会及び経営委員会に報告しております。

当行では、リスク計測態勢の構築を検討し、リスク計量の精度向上と態勢整備に努めております。

株式等の評価について、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により評価しております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

株式等について、会計方針等を変更した場合は財務諸表等規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載することとしております。

(平成26年3月期)

当行では、投資有価証券について「有価証券業務施策」を半期ごとに作成し、投資の基本施策、運用方針及びリスク管理について、リスク管理小委員会の協議を経て経営会議で決議しております。また、株式等については、有価証券の総運用額に対する保有程度割合及び損失限度枠を設定しており、設定限度枠を超えないようコントロールするとともに、常時監視し、状況を毎月リスク管理委員会に報告しております。

当行では、リスク計測態勢の構築を検討し、リスク計量の精度向上と態勢整備に努めております。

株式等の評価について、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により評価しております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

株式等について、会計方針等を変更した場合は財務諸表等規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載することとしております。

### 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(平成25年3月期)

#### ● リスク管理の方針及び手続の概要 (リスク管理の方針)

当行において管理可能なリスクについては、能動的に一定のリスクを取り収益機会としていますが、管理不可能なリスクは極力回避することを基本的な方針としております。

また、リスクの計測態勢の整備に努めるとともに、過度に特定種目に投資する集中リスクを排除し、リスク分散に努めております。

#### (手続の概要)

当行は、市場リスクの管理のため、保有限度枠（保有額の上限）等の管理枠の設定を行い、半期ごとに見直しを行っております。また、管理枠にはアラームポイントを設け、対応方針の見直しを的確に行えるようにしております。個別銘柄にはロスカット・ルールを設け、損失の極大化に制限を設けております。

平成19年3月から施行された新しい自己資本比率規制（バーゼルⅡ）におけるアウトライヤー基準と呼ばれる金利リスクの限度管理については、適切な範囲に金利リスクをコントロールするため、毎月、ALM委員会において金利リスクの状況を把握し、対応を協議・検討しております。

#### ● 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

##### (計測頻度)

当行では、下記金利ショックによる金利リスク量を毎月計測、ALM委員会及び経営委員会等へ報告し、金利リスクの管理を行っております。

なお、連結子会社の金利リスクについては、現在連結子会社全体の資産・負債のうち金利感応性をもつものが、母体行対比で僅少なことから、金利リスクの計量化は行っておりません。

##### (金利ショックの種類)

保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセント値と99パーセント値の金利ショックによる銀行勘定の経済的価値の減少額を金利リスク量としております。

##### (コア預金の取扱)

流動性預金については、滞留期間を考慮した「コア預金」(\*)を内部モデルにより算定しております。

(\*)「コア預金」とは、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間滞留する預金を指しております。

##### (期限前返済・繰上償還権の取扱)

貸出金、預金等の金利リスク量は、期限前返済（解約）が無いことを前提に計測しておりますが、有価証券にあらかじ

め付与されている繰上償還権については、計算上これを考慮し、満期日を調整した計測を行っております。

(平成26年3月期)

#### ● リスク管理の方針及び手続の概要 (リスク管理の方針)

平成25年3月期と相違はございません。

#### (手続の概要)

当行は、市場リスクの管理のため、保有限度枠（保有額の上限）等の管理枠の設定を行い、半期ごとに見直しを行っております。また、管理枠にはアラームポイントを設け、対応方針の見直しを的確に行えるようにしております。個別銘柄にはロスカット・ルールを設け、損失の極大化に制限を設けております。

金利リスクの管理として、アウトライヤー基準に関する限度管理を行っております。適切な範囲に金利リスクをコントロールするため、毎月、リスク管理委員会において金利リスクの状況を把握し、対応を協議・検討しております。

#### ● 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

##### (計測頻度)

当行では、下記金利ショックによる金利リスク量を毎月計測、リスク管理委員会へ報告し、金利リスクの管理を行っております。

##### (金利ショックの種類)

平成25年3月期と相違はございません。

##### (コア預金取扱)

平成25年3月期と相違はございません。

##### (期限前返済・繰上償還権の取扱)

平成25年3月期と相違はございません。

# 自己資本比率規制の第3の柱 開示事項

Sendai Bank

## 定量的な開示事項

その他金融機関等（自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額（平成25年3月期）

該当ございません。

## 自己資本の充実度に関する事項

### 信用リスクに対する所要自己資本の額（単体）

（単位：百万円）

項目	平成25年3月期		平成26年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本の額	リスク・アセット	所要自己資本の額
〔資産（オン・バランス）項目〕				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	911	36	915	36
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	206	8	200	8
我が国の政府関係機関向け	3,396	135	3,231	129
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	8,304	332	8,618	344
法人等向け	115,275	4,611	119,005	4,760
中小企業等向け及び個人向け	91,448	3,657	102,373	4,094
抵当権付住宅ローン	20,518	820	20,830	833
不動産取得等事業向け	49,075	1,963	67,524	2,700
三月以上延滞等	1,223	48	736	29
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	1,951	78	2,004	80
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	1	0	6	0
出資等	7,496	299	10,932	437
（うち出資等のエクスポージャー）			10,932	437
（うち重要な出資のエクスポージャー）			—	—
上記以外	20,302	812	16,408	656
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）			—	—
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）			0	0
（うち上記以外のエクスポージャー）			16,408	656
証券化（オリジネーターの場合）	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外の場合）	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	1	0
経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額			3,729	149
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			—	—
資産（オン・バランス）計	320,112	12,804	356,519	14,260
〔オフ・バランス取引等項目〕				
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—	—	—
原契約期間が1年以下のコミットメント	155	6	53	2
短期の貿易関連偶発債務	—	—	—	—
特定の取引に係る偶発債務	66	2	70	2
NIF又はRUF	—	—	—	—
原契約期間が1年超のコミットメント	—	—	170	6
内部格付手法におけるコミットメント	—	—	—	—
信用供与に直接的に代替する偶発債務	1,400	56	1,326	53
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	—	—	—	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	578	23	315	12
派生商品取引	10	0	14	0
長期決済期間取引	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補充及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—	—	—
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—	—	—
オフ・バランス取引等項目 計	2,211	88	1,950	78
〔CVAリスク相当額〕（簡便的リスク測定方式）			28	1
〔中央清算機関関連エクスポージャー〕			1	0
合計	322,323	12,892	358,499	14,339

（注）所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%

## 単体総所要自己資本額

（単位：百万円）

項目	平成25年3月期	平成26年3月期
	所要自己資本の額	
信用リスク（標準的手法）	12,892	14,339
オペレーショナル・リスク（基礎的手法）	914	936
合計	13,807	15,276

信用リスクに対する所要自己資本の額（連結）

（単位：百万円）

項目	平成25年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本の額
[資産(オン・バランス)項目]		
現金	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
国際決済銀行等向け	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	911	36
国際開発銀行向け	—	—
地方公共団体金融機構向け	206	8
我が国の政府関係機関向け	3,396	135
地方三公社向け	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	8,304	332
法人等向け	112,725	4,509
中小企業等向け及び個人向け	91,448	3,657
抵当権付住宅ローン	20,518	820
不動産取得等事業向け	49,075	1,963
三月以上延滞等	1,223	48
取立未済手形	—	—
信用保証協会等による保証付	1,951	78
株式会社企業再生支援機構等による保証付	1	0
出資等	7,486	299
上記以外	22,271	890
証券化(オリジネーターの場合)	—	—
(うち再証券化)	—	—
証券化(オリジネーター以外の場合)	—	—
(うち再証券化)	—	—
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—
資産(オン・バランス)計	319,521	12,780
[オフ・バランス取引等項目]		
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
原契約期間が1年以下のコミットメント	155	6
短期の貿易関連偶発債務	—	—
特定の取引に係る偶発債務	66	2
NIF又はRUF	—	—
原契約期間が1年超のコミットメント	—	—
内部格付手法におけるコミットメント	—	—
信用供与に直接的に代替する偶発債務	1,400	56
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	578	23
派生商品取引	10	0
長期決済期間取引	—	—
未決済取引	—	—
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—
オフ・バランス取引等項目 計	2,211	88
合計	321,732	12,869

(注) 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

連結総所要自己資本額

（単位：百万円）

項目	平成25年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本の額
信用リスク(標準的手法)		12,869
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)		910
合計		13,779

信用リスクに関する事項

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高（地域別、業種別、残存期間別）  
 〈単位：百万円〉

	平成25年3月期					平成26年3月期				
	信用リスク・エクスポージャー期末残高					信用リスク・エクスポージャー期末残高				
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー	
国内計	1,091,255	701,353	359,126	54	1,768	1,161,254	747,795	378,703	70	1,158
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	1,091,255	701,353	359,126	54	1,768	1,161,254	747,795	378,703	70	1,158
製造業	67,616	36,202	31,149	—	196	65,894	35,611	30,109	—	105
農業、林業	3,853	3,831	—	—	20	4,401	4,385	—	—	15
漁業	310	308	—	—	1	243	241	—	—	1
鉱業、採石業、砂利採取業	303	303	—	—	—	269	269	—	—	—
建設業	36,873	35,967	404	—	458	44,244	42,838	1,126	—	259
電気・ガス・熱供給・水道業	5,642	1,402	4,230	—	—	3,907	1,586	2,312	—	—
情報通信業	9,114	5,339	3,741	—	4	8,063	5,576	2,310	—	146
運輸業、郵便業	61,354	20,686	40,577	—	11	53,282	19,281	33,916	—	—
卸売業、小売業	47,714	42,957	4,627	—	79	47,095	42,193	4,800	—	50
金融業、保険業	223,579	144,632	77,267	54	—	257,604	155,683	100,949	70	—
不動産業、物品賃貸業	83,310	76,252	6,543	—	148	87,279	83,179	3,934	—	15
各種サービス業	62,419	55,059	7,046	—	286	59,713	53,074	6,368	—	249
国・地方公共団体	292,890	110,052	182,246	—	—	286,427	101,270	184,638	—	—
その他	196,272	168,358	1,291	—	559	242,827	202,602	8,236	—	314
業種別合計	1,091,255	701,353	359,126	54	1,768	1,161,254	747,795	378,703	70	1,158
1年以下	189,833	160,722	26,766	—	724	244,465	184,408	58,123	—	433
1年超3年以下	173,066	62,474	110,014	30	167	189,834	60,803	128,839	50	133
3年超5年以下	161,089	81,987	78,835	24	141	152,291	80,033	71,903	20	220
5年超7年以下	76,262	46,743	29,356	—	154	91,203	44,687	46,488	—	27
7年超10年以下	159,393	70,286	88,973	—	134	115,520	65,317	50,131	—	71
10年超	222,443	205,016	17,001	—	426	241,793	228,063	13,478	—	251
期間の定めのないもの	109,166	74,124	8,178	—	20	126,146	84,482	9,739	—	21
残存期間別合計	1,091,255	701,353	359,126	54	1,768	1,161,254	747,795	378,703	70	1,158

(注) 1. デリバティブ取引は与信相当額ベースであります。  
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーをいいます。

〈連結〉

(単位：百万円)

	平成25年3月期				
	信用リスク・エクスポージャー期末残高				
		貸出金、 コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞 エクスポージャー
国内計	1,090,664	698,811	359,126	54	1,768
国外計	—	—	—	—	—
地域別合計	1,090,664	698,811	359,126	54	1,768
製造業	67,616	36,202	31,149	—	196
農業、林業	3,853	3,831	—	—	20
漁業	310	308	—	—	1
鉱業、採石業、砂利採取業	303	303	—	—	—
建設業	36,873	35,967	404	—	458
電気・ガス・熱供給・水道業	5,642	1,402	4,230	—	—
情報通信業	9,114	5,339	3,741	—	4
運輸業、郵便業	61,354	20,686	40,577	—	11
卸売業、小売業	47,714	42,957	4,627	—	79
金融業、保険業	223,579	144,632	77,267	54	—
不動産業、物品賃貸業	79,875	73,709	6,543	—	148
各種サービス業	62,419	55,059	7,046	—	286
国・地方公共団体	292,890	110,052	182,246	—	—
その他	199,116	168,358	1,291	—	559
業種別合計	1,090,664	698,811	359,126	54	1,768
1年以下	189,833	160,722	26,766	—	724
1年超3年以下	173,066	62,474	110,014	30	167
3年超5年以下	161,089	81,987	78,835	24	141
5年超7年以下	76,262	46,743	29,356	—	154
7年超10年以下	159,393	70,286	88,973	—	134
10年超	219,901	202,473	17,001	—	426
期間の定めのないもの	111,117	74,124	8,178	—	20
残存期間別合計	1,090,664	698,811	359,126	54	1,768

(注) 1. デリバティブ取引は与信相当ベースであります。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーをいいます。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中増減額

〈単体〉

(単位：百万円)

	平成25年3月期			平成26年3月期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
一般貸倒引当金	4,792	△1,708	3,083	3,083	△118	2,964
個別貸倒引当金	5,564	△973	4,590	4,590	△1,002	3,588
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合計	10,356	△2,682	7,674	7,674	△1,121	6,553

(注) 一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳については、算定を行っておりません。

〈連結〉

(単位：百万円)

	平成25年3月期		
	期首残高	期中増減額	期末残高
一般貸倒引当金	4,688	△1,660	3,027
個別貸倒引当金	5,564	△973	4,590
特定海外債権引当勘定	—	—	—
合計	10,252	△2,634	7,618

(注) 一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳については、算定を行っておりません。

個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

〈単体〉

(単位：百万円)

	平成25年3月期			平成26年3月期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
国内計	5,564	△973	4,590	4,590	△1,002	3,588
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	5,564	△973	4,590	4,590	△1,002	3,588
製造業	1,377	△530	847	847	△183	663
農業、林業	17	△0	16	16	△5	11
漁業	13	△3	9	9	0	10
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	158	41	199	199	△32	167
電気・ガス・熱供給・水道業	248	29	278	278	△234	44
情報通信業	56	89	145	145	20	166
運輸業、郵便業	259	△29	230	230	97	327
卸売業、小売業	605	△92	513	513	△215	297
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	1,240	△209	1,031	1,031	△291	740
各種サービス業	615	△27	587	587	56	643
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他	971	△240	731	731	△214	516
業種別合計	5,564	△973	4,590	4,590	△1,002	3,588

(注) 個別貸倒引当金は、部分直接償却実施後の計数でございます。

〈連結〉

(単位：百万円)

	平成25年3月期		
	期首残高	期中増減額	期末残高
国内計	5,564	△973	4,590
国外計	—	—	—
地域別合計	5,564	△973	4,590
製造業	1,377	△530	847
農業、林業	17	△0	16
漁業	13	△3	9
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—
建設業	158	41	199
電気・ガス・熱供給・水道業	248	29	278
情報通信業	56	89	145
運輸業、郵便業	259	△29	230
卸売業、小売業	605	△92	513
金融業、保険業	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	1,240	△209	1,031
各種サービス業	615	△27	587
国・地方公共団体	—	—	—
その他	971	△240	731
業種別合計	5,564	△973	4,590

(注) 個別貸倒引当金は、部分直接償却実施後の計数でございます。

業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額  
(単体)

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
製 造 業	23	—
農 業、林 業	—	—
漁 業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建 設 業	—	2
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情 報 通 信 業	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	—
卸 売 業、小 売 業	4	14
金 融 業、保 険 業	—	—
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	—	—
各 種 サ ー ビ ス 業	—	1
国・地 方 公 共 団 体	—	—
そ の 他	7	2
業 種 別 合 計	35	21

(連結) (単位：百万円)

	平成25年3月期
製 造 業	23
農 業、林 業	—
漁 業	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—
建 設 業	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—
情 報 通 信 業	—
運 輸 業、郵 便 業	—
卸 売 業、小 売 業	4
金 融 業、保 険 業	—
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	—
各 種 サ ー ビ ス 業	—
国・地 方 公 共 団 体	—
そ の 他	7
業 種 別 合 計	35

標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号及び第247条第1項（自己資本比率告示第125条、第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。）の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

(単体)

(単位：百万円)

	平成25年3月期		平成26年3月期	
	エクスポージャーの額			
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%	259,420	270,260	287,271	219,727
10%	28,448	27,035	27,803	26,633
20%	89,407	384	79,544	3,668
35%	—	58,623	—	58,721
50%	56,602	266	59,767	2,669
75%	—	116,538	—	132,071
100%	11,301	150,358	13,714	171,291
150%	—	507	—	315
1250% (注) 2.	—	—	—	—
合計	445,180	623,976	468,100	615,099

(注) 1. 「格付あり」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーやソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。

2. 平成25年3月期は、改正前の告示の規定により資本控除した額、平成26年3月期は改正後の告示の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーの額を計上しております。

〈連結〉

(単位：百万円)

	平成25年3月期	
	エクスポージャーの額	
	格付あり	格付なし
0%	259,420	270,260
10%	28,448	27,035
20%	89,407	384
35%	—	58,623
50%	56,602	266
75%	—	116,538
100%	11,301	149,767
150%	—	507
350%	—	—
自己資本控除	—	—
合計	445,180	623,384

(注) 「格付あり」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーやソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。

### 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	9,454	9,308
保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	16,586	73,705

### 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

#### イ. 与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

#### ロ. グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
グロス再構築コストの額の合計額	—	—

#### ハ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

(単位：百万円)

	平成25年3月期		平成26年3月期	
	単体	連結	単体	連結
与信相当額	54	54	70	
派生商品取引	54	54	70	
外国為替関連取引	—	—	—	
金利関連取引	54	54	70	
株式関連取引	—	—	—	
その他取引	—	—	—	
クレジット・デリバティブ	—	—	—	

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

#### ニ. ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額 同額でございます。

#### ホ. 担保の種類別の額

該当ございません。

#### へ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

	平成25年3月期		平成26年3月期	
	単体	連結	単体	連結
与信相当額	54	54	70	
派生商品取引	54	54	70	
外国為替関連取引	—	—	—	
金利関連取引	54	54	70	
株式関連取引	—	—	—	
その他取引	—	—	—	
クレジット・デリバティブ	—	—	—	

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

#### ト. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつプロテクションの購入又は提供の別に区分した額

該当ございません。

#### チ. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ございません。

#### 証券化エクスポージャーに関する事項

##### 銀行及び連結グループがオリジネーターである証券化及び再証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

##### 銀行及び連結グループが投資家である証券化及び再証券化エクスポージャーに関する事項

###### (1) 保有する証券化及び再証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

投資家として保有する証券化及び再証券化エクスポージャーの額

該当ございません。

###### (2) 保有する証券化及び再証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

投資家として保有する証券化及び再証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトごとの残高及び所要自己資本の額

該当ございません。

###### (3) 自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ございません。

投資家として保有する証券化エクスポージャーのうち、自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額

該当ございません。

###### (4) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ございません。

#### マーケット・リスクに関する事項

当行は国内基準採用行であり、マーケット・リスクは算出しておりません。

#### 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

##### 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

○銀行勘定における出資等の貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	平成25年3月期				平成26年3月期			
	単体		連結		単体		連結	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	8,584		8,584		7,916			
上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額（その他の有価証券含む）	329		329		413			
合計	8,914		8,914		8,329	8,329		

○子会社・関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
子会社・子法人等	10	—
関連法人等	—	—
合計	10	—

出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成25年3月期		平成26年3月期	
	単体	連結	単体	連結
売却損益額	△385	△385	76	
償却額	—	—	1	

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成25年3月期		平成26年3月期	
	単体	連結	単体	連結
貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	1,624	1,624	2,109	

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

該当ございません。

銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する銀行勘定の経済的価値の増減額

(単位：百万円)

平成25年3月期		平成26年3月期	
単体	連結	単体	連結
△2,855	△2,855	△3,195	

- (注) 1. 当行では、アウトライヤー基準の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値（観測期間5年、保有期間1年）を金利ショックとし、経済的価値の増減額を計測しております。当行が保有する銀行勘定の資産・負債のうち市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）を計測対象とし、上記金利ショックで計測した経済的価値の増減額のうち、減少方向への影響が大きいものを金利リスク量としております。
2. 当行が保有する円建の資産・負債以外の外貨建の資産・負債の割合は5%未満となっているため、円建の資産・負債に含めて経済的価値の増減額を計算しております。
3. コア預金の金利リスク量は、平成20年9月より内部モデル（\*）により計測しております。
- （\*）当行の流動性預金の過去5年間の残高実績から、将来5年間の残高推移を推計し、金利追随分を控除した金額をコア預金としております。